

第5日 第5章 独立市場形成型ビジネスモデルと知財マネジメント

- 1 【×】 1つの製品に含まれる特許数が少ない「一製品少数特許」の代表的な業種として医薬品産業や電機産業があげられる。

【解説】 p. 77 電機産業は一製品多数特許の代表である。

- 2 【×】 特許出願1件当たりの研究開発費用は「一製品多数特許」業種より「一製品少数特許」業種のほうが常に高額である。

【解説】 p. 77 特許出願1件当たりの研究開発費用は、製品の分野や種類と製品に含まれる特許数によって決まるため、「一製品少数特許」のほうが必ずしも高額とは限らない。なお、産業別に比較すると、特許出願1件当たりの研究開発費用は、医薬品、自動車、素材、電機の順になっており、「一製品少数特許」である素材産業は「一製品多数特許」業種よりも少ない。

- 3 【○】 一製品少数特許で成り立つ産業では、通常ライセンスは行わず、自社の独占市場を形成する。

【解説】 p. 77 一製品少数特許で成り立つ産業では特許の独占的排他権を最大限に活用し、自社の独占市場を形成しようとするため、通常ライセンスは行わない。ただし、市場形成や市場拡大のスピードを重視する場合、あるいは自社で製品化できない分野や地域への進出を図る場合等ではライセンスすることもある。